

第7章 具体的施策

施策の体系

「計画の目的」を達成するため、「施策推進の基本的な視点」に基づき、以下の「施策」を推進します。

計画の目的		人と動物との調和のとれた共生社会					
施策推進の基本的な視点		施策の柱					
市民の動物愛護に対する理解の促進 各主体の責務と役割の明確化 各主体間の連携と共働の推進		殺処分ゼロに向けた取り組み	動物愛護管理に関する啓発	迷惑の防止	危害管理対応	動物取扱業者等の監視指導の強化	共働の推進
区分	具体的施策名						
1.動物愛護についての啓発推進	動物愛護思想の普及啓発	○	○	○			
	ふれあい事業の充実	○	○	○			
2.適正飼育の推進	適正飼育の啓発	○	○	○			
	不妊去勢手術の徹底	○	○	○			
	終生飼育の推進	○	○	○			
	愛護動物遺棄防止	○	○	○			
	多頭飼育問題対策	○	○	○	○	○	○
	犬の散歩等のマナー向上	○	○	○	○	○	
3.猫問題対策	飼い猫の適正飼育の推進	○	○	○	○	○	
	飼い主のいない猫問題対策の実施	○	○	○	○	○	○
4.譲渡及び返還の推進	譲渡事業の充実	○	○				
	マイクロチップ装着の推進	○	○				
	収容動物返還の推進	○	○				
5.狂犬病予防	犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上		○		○	○	○
	鑑札及び注射済票装着の徹底		○		○	○	○
6.監視指導	動物取扱業者の監視指導	○	○	○	○	○	○
	特定動物飼育者の監視指導		○	○	○	○	
	大型犬、危険犬種及び放浪犬による危害防止		○	○	○	○	
	実験動物飼育施設の指導		○			○	
	産業動物飼育施設の指導		○			○	
	犬猫の殺処分方法の検討		○			○	
7.体制及び制度	関係部署や機関との連携	○	○	○	○	○	○
	一般社団法人福岡市獣医師会との連携	○	○		○		○
	動物関係団体との連携及びボランティアの受入れ	○	○	○			○
	応援寄付の受入れ	○	○				○
	動物愛護推進員の委嘱					○	○
8.危機管理対策	危機管理対策				○		

○：特に関連が深いもの

施策の分類

課題を解決するための「具体的施策」については達成期間を「短期」、「中期」、「長期」に分けて取組みます。

また、第1次計画で着手済みの施策で今後拡大充実が必要なものについては「継続」して取組みます。

短 期	平成28年度を目途に実施
中 期	平成31年度を目途に実施
長 期	平成36年度を目途に実施
継 続	第1次計画から継続実施

第2次計画における具体的施策の項目数と第1次計画との関係

第1次計画(107事業)		第2次計画(119事業)	凡例
着手 80	完 了 33	継 続 47	○: 第1次計画で着手済みで第2次計画で継続拡充する施策
	継 続 47		
未着手 27		未着手 27	●: 第1次計画で未実施で第2次計画で実施する施策
		新 規 45	◎: 第2次計画で新規に追加した施策

1 動物愛護についての啓発推進

(1) 動物愛護思想の普及啓発

動物の適正な飼育や人と動物の共生について理解を深めるための啓発を行います。

現 状

- 動物愛護週間行事として、適正飼育に関するパネル展示や犬猫の慰霊祭を行っています。
- 動物愛護フェスティバルを開催しています。
- ホームページ「わんにゃんよかネット」、「市政だより」、「チラシ配布」などによる情報提供を行っています。
- わんにゃんよかイベント等、体験型のイベントによる啓発を実施しています。
- 動物愛護管理センターでのイベント開催や見学会を実施しています。
- 動物愛護管理センターの他に動物園などので啓発活動を実施しています。
- 出前講座を実施しています。

課題(問題点)

- 動物愛護思想について体験し理解する場や機会が限られています。
- 動物愛護思想の普及啓発方法が画一化しています。
- 動物愛護思想の一層の普及には啓発の場や機会の拡充が必要です。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
民間企業での動物愛護研修	長期	● 民間企業の研修等の場で、動物愛護研修を行うことを検討します。
ホームページ わんにゃんよかネット	継続	○ 動物愛護思想の普及啓発に関する情報を掲載します。
マスメディアの活用	継続	○ マスコミからの取材に積極的に対応します。
動物愛護フェスティバル	継続	○ 多くの市民が参加するよう、効果的なフェスティバルの実施内容を検討します。
シンポジウムの開催	継続	○ 動物愛護思想について考えるための市民と行政等の各主体相互の対話の場を作ります。
地域での動物愛護教室	継続	○ 地域の要望に応じて動物愛護教室を行います。 ○ 出前講座の内容を充実します

(2)ハローアニマル(旧ふれあい教室)の充実

教育活動などの場へ赴き啓発を行うことで、動物への優しい心・動物を飼う時の責任感、生命の大切さや他人の気持ちを気遣う心を育成します。

現 状

●ハローアニマル

「幼稚園」や「小学校低学年」を対象に、出張又は東部動物愛護管理センターのふれあい広場を活用して動物とのふれあい体験による教室を行っています。

課題(問題点)

- 単に動物にさわるだけの催しの要望に応えるのみの内容になっており、情操を養う本来の目的に沿った内容への再構築が必要です。
- 特定の幼稚園等や年代に集中して事業が行われており、対象の見直しが必要です。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
ハローアニマル (旧ふれあい教室)の 見直し	継続	○犬猫の習性や適正飼育の理解を進めるためのプログラムを実施します。 ○ふれあい事業の対象とする年代を見直します。
学校教育への取組み	継続	○学校教育の中で、動物愛護について学ぶプログラムを検討します。



2 適正飼育の推進

(1) 適正飼育の啓発

犬猫を適正に飼育するための知識や情報を飼い主や市民に対して発信します。

現 状

- 家庭犬のしつけ方教室
外部の専門講師によるしつけ方の講習を行っています。
- 家庭犬のしつけ方相談
動物愛護管理センター職員による個別相談を行っています。
- ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。
- 動物関係団体と共働で犬猫よろず相談を実施しています。
- 新規の飼い主を対象とした適正飼育講習会を実施しています。

課題(問題点)

- 飼い主や市民が適正飼育についての知識や情報を習得する機会が少ない状況があります。
- 飼い主の適正飼育についての意識がまだ十分ではありません。
- 飼い主と行政との接点が苦情対応や集合注射等の機会に限られます。
- 東部動物愛護管理センターのふれあい広場の活用の範囲が限られています。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
ペットフード等販売店での啓発	中期	◎ ペットフード販売店などによる、飼い主に対する啓発を推進します。
動物の適正飼育ガイドラインの策定	中期	● 集合住宅や都市部での飼育の際の取決めとなるガイドライン策定を検討します。
犬のしつけ教室の拡充	中期	● 犬の訓練士等に対して動物愛護管理センターの敷地を貸し出すなど、犬のしつけ教室の機会を増やす方法を検討します。
家庭犬のしつけ方相談	継続	○ 広報を充実し相談を望んでいる飼い主を掘り起します。
多様な広報媒体の活用	継続	○ ホームページ、SNS、動画サイト、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の媒体を有効に活用し適正飼育について広報します。
動物取扱業者や動物病院による啓発指導	継続	○ ペットショップや動物病院等に適正飼育に関する啓発チラシを設置するなど動物取扱業等での啓発を進めます。

(2)不妊去勢手術の徹底

犬猫のみだりな繁殖を防止するため、不妊去勢手術を徹底します。

現 状

- 収容された犬猫を飼い主へ返還する機会等を捉えて飼い主指導を行っています。
- 動物愛護管理センターから新たな飼い主へ譲渡する犬猫の不妊去勢手術を実施しています。
- ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。
- 猫の不妊去勢手術助成事業を行っています。

課題(問題点)

- 飼い主や飼い主になろうとする市民に不妊去勢手術の必要性の理解が不足しています。
- 犬猫の不妊去勢手術を実施せずに多頭飼育に陥る飼い主がいます。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
飼い主指導啓発	中期	● 飼い主の自宅への訪問などによる指導啓発方法を検討します。③(1)参照
多様な広報媒体の活用	継続	○ ホームページ、SNS、動画サイト、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の媒体を有効に活用し、不妊去勢手術の必要性を広報します。
動物取扱業者や動物病院による啓発指導	継続	○ ペットショップや動物病院等の動物取扱業者の店頭に、「啓発チラシ」等を設置します。



(3) 終生飼育の推進

犬猫の終生飼育を徹底するための施策を推進します。

現 状

- 飼い主からの引取り依頼の際に、飼育の継続や新しい飼い主を探すよう指導を行っています。
- 飼い主からの引取りの際には手数料を徴収しています。
- 動物関係団体と共働で飼い主の悩みに答える「犬猫よろず相談」を実施しています。
- 飼い主に対し終生飼育に関する助言を行っています。

課題(問題点)

- 先のことを考えずに犬猫の飼育を始める飼い主がいます。
- 犬猫を終生飼育する意識の欠ける飼い主がいます。
- 動物愛護管理センターに犬猫の引取り依頼をする理由に、飼い主の病気や高齢のため飼いつづけられなくなったことが多くみられます。
- 引取りの相談に答えるには画一的な適正飼育の指導だけでは対応が困難で、飼い主の健康状態や経済状態などを考慮して助言を行う必要があります。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
飼育継続困難者の相談窓口	短期	◎動物関係団体と共働で行う相談会を充実させます。
飼い主の年齢等に応じた指導啓発	中期	◎飼い主の年齢、家族構成、ライフスタイルに応じた助言、指導、啓発の在り方を検討します。
引取りの相談に対する指導啓発	継続	○犬猫の引取りの相談を受ける時の有効な指導啓発を体系化し、終生飼育に関する指導啓発を強化します。

(4) 愛護動物の遺棄防止

愛護動物の遺棄を防止し、動物愛護の精神の涵養と適正飼育の推進を行うとともに、動物愛護管理センターへ収容される犬猫の頭数を削減します。

現 状

- 遺棄された可能性のある犬猫が、飼い主不明犬猫として収容されることがあります。
- 遺棄されることが多い場所にはポスターなどを使った啓発を行っています。

課題(問題点)

- 同じ場所に繰り返し愛護動物が捨てられることがあります。
- 愛護動物の遺棄が違法であることの周知が必要です。
- 警察や遺棄されやすい施設の管理者等との連携した指導が必要です。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
啓発指導の充実	短期	◎遺棄される場所や季節性をふまえ、様々な媒体を使った啓発を行います。
飼い主の年齢等に応じた指導啓発	短期	◎警察や遺棄されやすい施設の管理者と協力し情報共有や巡回等を行います。

(5) 多頭飼育問題対策

犬猫の多数飼育による周辺住民への迷惑の発生を防止し、飼育場所の規模に応じた適正飼育を実現するため、必要な監視指導を行います。

現 状

- 苦情等の申し出に基づき犬猫等の多頭飼育者に対する指導を行っています。
- 「化製場等に関する法律」を所管する保健所が動物愛護管理センターと連携し、犬を10頭以上飼育している者の情報を共有しています。

課題(問題点)

- 犬猫の多頭飼育施設の実態把握が不十分です。
- 飼育数が多頭数となったことから、適正な飼育管理もしくは飼育の継続が困難となる事例が多くみられます。
- 集合住宅での多頭飼育が周辺住民への迷惑になっている事例があります。
- 多頭飼育に陥ること予防するため、おそれのある者に対する指導及び啓発が必要です。
- 犬猫の多頭飼育や不適切な取扱いに起因する周辺への迷惑発生などへの指導は専門的な知識を持って長期的に行っていく必要があります。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
多頭飼育の実態の把握	短期	◎動物愛護管理センターと市営住宅や高齢者福祉などの部署が連携し、多頭飼育者またはそのおそれのある者の早期発見に努めます。 ⁷ (1)参照
	短期	◎多頭飼育の届出制度について検討します。
多頭飼育者に対する指導	短期	◎多頭飼育者に対する定期的な訪問及び指導を行います。
	継続	○各区役所等からの情報に基づき現地調査や指導を行います。
多頭飼育予防のため指導及び啓発	短期	◎飼育頭数が増えすぎないようにするための方法や、多頭飼育によって発生する問題について市民に対して周知します。
	中期	◎多頭飼育問題の事例から原因を分析し、監視指導へ反映させます。
多頭飼育者の指導のための職員の育成	長期	◎指導に当たる職員に対し高齢者福祉や精神保健等を含め、幅広い分野にわたり研修を行います。 ⁷ (1)参照

(6) 犬の散歩等のマナーの向上

犬の散歩等、飼い方に関するマナーを改善し、ルールが守られる社会を目指していきます。

現 状

- 市民から犬の散歩マナー等に関する苦情相談があった場合、その都度飼い主指導等の対応を行っています。
- 犬の散歩の多い公園や河川敷などで不定期に巡回を行っています。

課題(問題点)

- 苦情や相談の内容について分析を行い、新たな施策へと反映させる材料とすることが必要です。
- 糞の放置などの散歩マナーの悪い飼い主に対する有効な指導や啓発が必要です。
- 犬の飼い方に関するマナーの啓発の機会が限られます。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
苦情相談の分析	短期	◎ 飼い主に対し有効な指導を行うため、犬の飼い方に関する苦情や相談の内容を分類し分析します。
普及啓発の新たな展開の検討	長期	◎ 犬の散歩マナー等の啓発を既存の地域活動に取込む手法について地域に提案していきます(犬の散歩マナー啓発と防犯パトロールを組み合わせるなど)。
散歩マナーの向上のための巡回指導	短期	◎ 犬の散歩の多い公園や河川敷などを巡回し、指導並びに啓発を行います。

